

飲食店等感染防止対策支援金

感染防止対策の強化、市内経済活動を維持する観点から、積極的に感染拡大防止対策の強化に取り組み「福島感染防止対策認定店」の認証を目指す飲食店等に対し、飛沫感染防止対策の強化を目的にパーティション等を設置する費用の一部を支援金として支給します。

受付期間
令和3年7月21日～令和3年11月30日

【補助対象】 市内に店舗等を有する事業者で以下の要件全てを満たすこと

- 1 市内に店舗等を有し、引き続き市内で事業を継続する事業者(中小企業及び小規模事業者等。以下同じ)
※市内に住民登録のない個人事業者は対象外
- 2 飲食店、又は、飲食店以外で飲食のための場を有する店舗
※ただし、「福島県宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業補助金」の対象となる宿泊事業者は除く。
- 3 飛沫感染防止対策が必須となる箇所(①向かい合う座席②隣席の間隔が1m未満の座席)全てにパーティション(アクリル板、ビニールカーテン等)を設置した店舗。
※既にパーティション等の対策が講じられている店舗でも要件を満たせば対象



アクリル板(テーブル)



アクリル板(カウンター)



飛沫防止ビニールカーテン



- 4 いわき市あんしんコロナお知らせシステムに加盟している店舗

※加盟していない店舗は、加盟が必須となります。
※加盟済の店舗であっても、支援金の申請は必要となります。
※「福島感染防止対策認定店」の認証に向け努力する事業者。



加盟必須



認証努力

- 5 市税を滞納していない事業者

【補助内容】 卓数に応じて補助内容が変わります。

1卓～20卓までの店舗

10万円

21卓～40卓までの店舗

20万円

41卓以上の店舗

30万円

※複数店舗を有する事業者は、店舗ごとに申請が可能です。

【申請方法】 原則としてオンライン申請をご利用ください

QRコードは決定次第、
改めてお知らせします。

QR
コード

オンライン申請はこちらから

郵送

〒970-8790

いわき郵便局 私書箱51号

いわき市飲食店感染対策支援金受付センター 行

⚠️ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から窓口での受付は実施しておりません。

【必要書類】 申請方法(電子申請又は郵送)により必要書類が異なります

- ① 飲食店等感染防止対策支援金交付申請書【様式1】 ※オンライン申請の場合は不要
- ② 誓約書【様式2】 ※オンライン申請の場合は不要
- ③ 飲食店等感染防止対策支援金交付請求書【様式3】 ※オンライン申請の場合は不要
- ④ 申請する法人名義又は代表者の預金通帳の写し
(金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人がわかる部分の写しを添付)
- ⑤ 【個人事業主の場合】
本人確認書類の写し(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)
【法人の場合】
履歴事項全部証明書の写し
- ⑥ 対策実施後の現地写真

種類	内容
全景写真	店内の全座席に対策が実施されていることを証明する写真
個別座席写真	・①向かい合う座席②隣席との間隔が1m未満にパーティション等を設置していることを証明する写真 ・あんしんコロナお知らせシステムのQRコードポップを撮影 など

- ⑦ 店舗内配置図(パーティション設置場所を記載。)

※詳細は申請要領をご覧ください

※オンライン申請をご利用の場合は、写真やデータをあらかじめご準備ください

【重要】申請書類作成上の注意点

- ◆ オンライン申請をご利用の際は、パソコン及びスマートフォンどちらでも申請可能ですが、申請の際は添付データのサイズ、ファイル形式等が規定のものであるかご確認ください。
- ◆ 複数店舗を経営されている事業者の方は、店舗ごとに対象となりますので、店舗ごとに申請をお願いいたします。
- ◆ 郵送による申請の場合、郵送料は、申請者の方でご負担願います。
- ◆ そのほか詳細は、「申請要領、よくあるご質問(市HP)」を必ずご一読をお願いします。

いわき市 飲食店等感染防止対策支援金

検索

いわき市緊急経済対策全般にかかる問い合わせ先

いわき市緊急経済対策コールセンター(平日9:00~17:00):0246-35-6200